

2024年度6月定例会(6月28日)松谷清議員 総括質問に関する質疑全文

○議員(松谷 清) それでは、通告に従いまして3点の質問をいたします。

まず、リニア中央新幹線の建設事業についてお伺いします。

4月2日、川勝前知事の突然の辞任表明に伴う5月26日の県知事選挙は、地域間対立、政権交代、リニアを争点に展開し、鈴木康友知事が誕生しました。

この1か月、新知事はリニアと環境の両立としているにもかかわらず、リニア推進への大転換報道となっています。難波市長はその渦中にあり、4月12日の県の生物多様性部会専門部会、5月13日の地質構造・水資源部会専門部会を意識しながら、5月23日の岐阜県の水枯れに対する記者会見、6月12日の国のモニタリング会議への参加、そして6月18日の静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会と、科学的、工学的視点での姿勢を堅持されているものと理解しております。

そこで、岐阜県での水枯れについて、6月18日の市協議会で、JR東海は原因について何も説明できず、6月24日の岐阜県環境影響評価審査会地盤委員会でも薬液注入で止水できず、地下水の低下が止まらない。格納資料を見てください。

市はJR東海の対応をどのように評価するのか、また今後、JR東海にどのような対応を求めていくのか、伺います。

次に、大井川の水についてお伺いします。

難波市長は、この間、大井川中流・下流域の水問題は解決していると述べています。5月13日の地質構造・水資源部会専門部会において、山梨県境における水抜きと称される高速長尺先進ボーリングですが、湧水圧計測を含むコア調査の実施でリスク管理ができていると評価され、6月18日、三者合意に至ります。この調査で、透水係数が事前と異なるとき、これまでの水収支解析を全面的に見直すことも確認されております。

また、山梨県境のボーリング調査の手法で明らかになる透水係数は、静岡県内の西俣地下の透水係数問題にも絡み、生態系への影響、モニタリングの在り方にも大きく影響するものと捉えております。

そこで、大井川の中流・下流域の水問題について、どのように認識しているのか。また、今後の高速長尺先進ボーリング等の調査結果に基づく保全措置について、どのように対応していくのか、伺いたいと思います。

次に、生態系に関連してお伺いします。

この間の協議会での回避・低減と代償をめぐる議論において、精緻な予測を求めても不確実性があり、生産的、現実的でないとして、代償を強く主張されております。回避・低減としての薬物注入への疑問が示され、その場合に路線変更も議論対象になるわけであります。また、希少植物の代償である移植は、市の調査で失敗が確認されております。

こうした中で、精緻な予測をより高次化させる必要があるのに、代償論を論じるのは、科学的、工学的観点から逸脱しているという印象を受けます。

そこで、市協議会において、回避・低減と代償措置の議論が進む中、代償措置について、市はどのように認識しているのか、伺います。

次に、PFAS問題と健康調査についてお伺いします。

6月12日、NHKのクローズアップ現代で、PFAS汚染について放映があり、水道の全国汚染マップが公表されました。先立つ6月5日の市長記者会見において、三井・ケマーズフロロプロダクツのPFAS問題について、工場からの汚染物質の浄化対策や健康被害についての新たな施策が公表されました。私たちの生活の中に存在する永遠の汚染化学物質PFASの実情が改めて問題提起されました。それらを踏まえて、質問いたします。

静岡市の水道水のPFAS濃度については、ホームページで公表されております。市内8か所の調査結果について、どのように考えているか。また、PFOS等含有泡消火設備の市内及び市有施設における設置状況について把握しているのか、また対応についてどのようにしているか、伺います。

次に、記者会見で、九州大学の研究調査結果を活用して、がんの罹患率について、静岡市全体と三保地区の比較が説明されました。正しく恐れるという意味において、がん罹患率の紹介は積極的に評価したいと考えます。

内閣府食品安全委員会の健康リスク評価では、PFASの腎臓がんや精巣がんへの影響が指摘されております。

そこで、九州大学の健康調査へ参加する目的は何か。また、調査におけるがん罹患率について、腎臓も含めた種類別のデータを提供してもらうことは可能なのか。

あわせて、個人情報の取扱いについて、2年前の法改正及び市の条例改正、私は反対しましたがけれども、施行されております。確認の意味で、九州大学へはどのような個人情報を何人分提供しているのか。また、提供に当たっては、個人情報の観点から、どのように整理されているのか、伺いたいと思います。

次に、竜南地域の土地利用についてお伺いします。

竜南二丁目、刑務所から竜南小学校の間の9.6ヘクタールの企業用地開発に向け、3月13日、14日に竜南二丁目のまちづくりに向けた意見交換会が開催され、報告書がまとまり、参加者に送られました。私自身、一連の説明会を傍聴いたしました。私は、この地域は農業用地として活用すべきと考えております。

そこで、2点お伺いします。

竜南地域での企業用地の開発検討において、不安の声はあるのか、また具体的にどのような声を聞いているのか。

2つ目に、6月補正において、一般財団法人仮称静岡市土地等利活用推進公社運営負担金が提案され、総括質問で他の議員からも質問されております。例えば、竜南地域については、市街化調整区域の農地が多く、産業用地に転換していくとしても、かなりの困難があり、農地転用許可及び開発行為許可などの手続が必要となります。新法人が事業を進めていくに当たり、この手続にどのように対応していくのか伺って、1回目の質問とします。

○市長(難波喬司) 私からは、大項目1、リニア中央新幹線の建設事業についてのうち、2つの質問にお答えします。

大井川の水についてですが、この問題を考えるに当たっては、流域という考え方を理解しておく必要があります。大井川流域とは、その場所に降った雨が表面または地下を通して大井川に集まる範囲、領域をいいます。大井川流域にある水がリニアのトンネル内に湧水として流入した場合は、その水はトンネル勾配に沿って県外に流れます。山梨県側への流出対策は、先進坑貫通前と先進坑貫通後では大きく異なります。先進坑貫通前は、後に述べるポンプアップの方法が使えないので、田代ダムの取水量を抑制して県外流出分を相殺する、消し去ることになります。先進坑貫通後は、トンネル湧水を集めてポンプアップし、導水路トンネルを通して大井川に戻すことになります。

国の有識者会議の報告書においては、これらの対策により大井川の水が流入したトンネル湧水の全量を大井川流域に戻せば、大井川の中・下流の河川流量は維持され、水の総量としては大井川の中・下流域の水資源へ影響しないとされています。市としても、全量戻しによって実質として大井川流域外にトンネル湧水が流出することがなければ、大井川中・下流域の水資源への影響はないと考えています。

現在、山梨県内で行われている高速長尺先進ボーリングは、JR東海が湧水量や水質等を継続的に測定し、湧水量が管理値に近づいた場合は慎重に削孔を行うなど、リスク管理をしながら進めていると伺っています。また、ボーリングにより確認された地質分布等のデータや湧水量等の測定結果から、現地での透水係数や断層帯の分布状況を把握し、それらの情報を分析・評価し、必要に応じてトンネル掘削計画を見直すことになると認識しています。

市としては、静岡県内で今後行われる見込みの高速長尺先進ボーリングにおいても、山梨県内で行われている対応と同様に、適切なリスク管理の下、順応的管理の考え方にに基づき、施工計画や環境への保全措置等の必要な見直しを行いながら進められるものと認識しております。

続きまして、生態系の保全と代償措置の議論についてですが、環境影響評価法第3条において、国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、または低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるように、それぞれの立場で努めることが規定されています。まず、できる限り環境への影響を回避、低減することが重要です。しかし、南アルプスの場合は影響を完全に回避することはできません。よって、環境への影響をできる限り低減しつつ、それでも生じる影響に対して代償措置を取ることになります。

回避・低減措置を検討するに当たっては、影響予測をできる限り精度高く行うことが必要です。しかし、予測結果には不確実性があり、また局所的な地形の影響等により、予期せぬ場所で予期せぬ水分量変化が発生する可能性があります。精緻な影響予測を追求しても、不確実性は必ず残ります。

よって、予測結果には不確実性があることを前提に、実際に発生した現象に応じて、適切に対処していくという順応的管理方法を考えるべきです。

適切な順応的管理とは、あらかじめ影響を想定しておき、その後の施行中に想定とは異なる事象が発生しても、それに対処できるよう、状況に応じて適宜適切な対応策を実施し続けることにより、リスク管理を行うものです。

水分量変化の回避・低減策はトンネル周辺への薬液注入が主となります。しかし、地中深くで高い圧力を持つ、いわゆる高圧の被圧地下水帯で薬液注入をしても、十分な効果が出ないリスクがあります。このリスクに適切に対処するため、順応的管理の一つとして、影響の回避・低減措置を行っても十分に影響を回避できないときにどう対処するかという代償措置を事前に決定しておくことが重要です。

これらの順応的管理と影響が出たときの代償措置の考え方については、6月12日に開催された国土交通省モニタリング会議で私から委員の皆様にも御説明し、御理解いただいたと認識しております。

今後は、市がJR東海と協議し取りまとめた代償措置の考え方に基づき、市協議会において植生、水生生物のそれぞれの代償措置の具体的方法について協議していきます。

その他の質問については、局長より答弁いたします。

○環境局長（田嶋 太） 岐阜県における水枯れに対するJR東海の対応の評価と今後、JR東海に求める対応についてですが、令和6年6月18日開催の静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会において、JR東海から岐阜県内で発生した……

○議長（大村一雄） 今、大雨警報で、線状降水帯の関係が出ました。ちょっと危機管理局長が調べますので、その場で待機しててください。

〔発言する者あり〕

○議長（大村一雄） いいですか。それじゃ、続けてください。

○環境局長（田嶋 太）（続） 令和6年6月18日開催の静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会において、JR東海から岐阜県内で発生した井戸等の水位低下の事象と静岡工区における対応について説明がありました。委員からも御指摘があったように、事前にどのような対策を行っていたのか、どうしてこのような事象が起きてしまったのか、また薬液注入などでなぜ止水できなかったのかなどについての説明が不十分だったと思います。

また、JR東海からは、岐阜県で起きた事象と南アルプストンネルの静岡工区の事象は、現象が異なるという説明がありました。しかし、どこがどう異なるのか、図などを使った分かりやすい説明ではなく、また、市民の皆さんになるほどと思ってもらえるような内容の説明でもありませんでした。

岐阜県の問題が報道され始めた直後の令和6年5月23日に、岐阜県の事象と静岡工区内での発生リスクの類似点、相違点と市の今後の対応を明確にすることを目的として、市長が記者説明を行いました。その記者説明で、岐阜県の事象は、トンネル湧水がどこから来ているのか、水の源の上流域でどういう現象が発生するのかという問題であるのに対し、大井川中・下流域の水資源への影響は、トンネル湧水が下流のどこにどのように流出するのか、下流でどういう問題が発生するのかの問題であることを図などを用いて説明しました。

一方、南アルプスの高山帯への影響は、トンネルより上流域、上部の沢の流量が減少するなどの問題で、岐阜県の事象と共通するところがあります。市協議会では、まさに岐阜県のような事象が生じないように、事前に万全の備えの仕組みをつくるよう検討していると言えます。トンネル湧水が発生したときには、どこかに必ず何らかの影響が生じることを前提に、影響予測の不確実性や想定外に対しても対処できるよう、状況に順応して適時適切な行動を行う順応的管理の仕組みの議論を進めてきました。

岐阜県の事象が生じたことを踏まえ、本市は改めてこれまでJR東海と協議してきた内容が適切だったことを確認しました。JR東海には、今後、このようなことがないよう、より一層真摯に取り組んでいただき、市民の皆さんにも分かりやすい説明をしていただくよう求めていきます。

○上下水道局長（渡辺裕一） 水道水におけるPFAS濃度の調査結果についてですが、議員御指摘のとおり、令和5年12月に公表しておりますが、興津川などの表流水、安倍川の伏流水及び地下水を水源とする8か所の水道水について、令和2年9月から5年6月にかけて調査をしました。調査結果は、1リットル当たり最大でも11ナノグラムで、国が定めた暫定目標値1リットル当たり50ナノグラムを下回っていました。これらの8か所の調査結果と水道水源、配水区域の配水管ネットワーク及び取水箇所を考慮しますと、本市が供給する水道水は全て暫定目標値の1リットル当たり50ナノグラムを下回っていると推定され、問題はないと判断しております。

暫定目標値内ではございますが、PFASが検出された原因についてですが、PFASは永遠の化学物質と言われるくらい自然環境中で分解されないため、北極、南極を含め世界のどこでも何らかの濃度でPFASが確認されています。

上下水道局では、通常時から水源に異常がないかの水源河川監視を実施しています。また、水源河川の取水口上流部における化学物質を取り扱う特定事業場の立地状況の情報を把握しておりますが、いずれも異常は認められていません。

よって、広く環境中に存在するPFASが水道水の中にも存在しているものと認識しています。引き続き定期的な検査を行い、安心・安全な水道水の供給に努めてまいります。

○議長(大村一雄) 今、途中でございますが、危機管理局長が調べておりますので、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開はまた後ほど皆さんにお知らせさせていただきますので、よろしくお願い致します。

午前 11 時 49 分休憩

午後 1 時 30 分再開

○議長(大村一雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市内における大雨の状況について、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

○市長(難波喬司) 先に現在の状況を申し上げますと、大雨のピークは過ぎました。小規模な被害は発生しておりますけれども、今後、浸水被害は発生しない状況です。

これまでの経過を述べます。

昨晩から降り続いた雨は次第に強さを増し、10時51分に静岡市南部に大雨警報、11時17分には静岡県中部に線状降水帯の発生が発表されました。その後、11時35分に静岡市南部に警戒レベル4相当の土砂災害警戒情報が発表されました。これに伴い、同時刻に災害対策本部を設置するとともに、静岡市南部の47学区・地区の土砂災害警戒区域及び足久保川流域の浸水想定区域に避難指示を発表しました。

市議会に御配慮いただき休憩していただき、11時50分に第1回災害対策本部会議を開催しました。本部会議では、次のことを協議しました。

現在の——その時点ですが、土砂災害警戒情報の発出状況、今後の天候の状況を予測、各地点のライブカメラの状況などです。これらを確認した結果、足久保川において、11時50分現在で氾濫危険水位を超えていました。このため、水防団及び消防隊が巡視を行い、現在も警戒・巡視中です。第2回災害対策本部会議を13時に開催することを決定して、第1回の本部会を終了しました。その後、足久保川は12時10分に氾濫警戒水位を下回りました。

13時に開催した第2回災害対策本部会議では、その時点での天候及び被害状況を確認して、次のことを協議しました。

大雨のピークは過ぎたこと、13時時点で土砂災害警戒情報と大雨警報、洪水警報が引き続き発表されていること、避難所は40か所で開設されているが、避難者はいないこと、13時時点で消防局には浸水等の被害の通報は入っていないこと、葵区水見色の道路の一部に小規模な土砂の流出があるが、車両等の被害はないこと。しかし、中藁科小学校から水見色に帰る児童の3人が帰宅困難とのこと。引き続き、土砂災害や低い土地の浸水に注意することなどです。

13時25分現在、既に雨のピークは過ぎました。しかし、土砂の崩落については、大雨のピーク後も発生する可能性がありますので、災害対策本部を設置して引き続き警戒に当たってまいります。

危機管理局長は議会へは出席せず、引き続き災害対策本部にて指揮を執ることをお許しいただきたいと思っております。

市議会の皆様には、災害対応に当たって御配慮いただき、誠にありがとうございました。万が一重大な事案が発生した場合は、議会運営に再び御配慮いただくことがありますことを御了承ください。

○議長（大村一雄） ただいまの説明のとおりであります。御承知おきください。

総括質問を続けます。

松谷 清議員の総括質問に対する当局の答弁を求めます。

○消防局長（池田悦章） P F O S等含有泡消火設備の市内における設置状況について把握しているか、また対応についてどのようにしているかについてですが、泡消火設備については、現在、市内の立体駐車場等の防火対象物や多量のガソリン等を取り扱う危険物施設の360施設に設置されておりますが、泡消火設備で使用する泡消火薬剤のP F O S等含有の有無については、消防法の規制の対象外であるため、把握しておりません。

そのような状況の下、令和5年2月1日の水質汚濁防止法の改正後、総務省消防庁から全国の消防機関宛てにP F O S等に係る対応について、泡消火設備が設置されている施設関係者や点検事業者に周知するよう依頼がありました。その内容は、P F O S等含有泡消火薬剤の流出事故時における被害の拡大防止や市への報告義務及び泡消火設備使用時の市への情報提供です。

このため、本市では泡消火設備が設置されている施設関係者や点検事業者に対して、各種届出の受付や立入検査等の機会を捉え、P F O S等含有泡消火薬剤の流出事故時や泡消火設備使用時の対応について、資料を配布するとともに、内容を説明することとしています。

このことにより、事故による公共用水域及び地下水の水質汚濁の未然防止に適切に取り組んでいただくよう関係者等に対して周知していきます。

○環境局長（田嶋 太） P F O S等含有泡消火設備の市有施設における設置状況と対応についてですが、市有施設については、静岡庁舎新館などの9施設においてP F O S等含有泡消火薬剤を使用した設備を設置していることを把握しています。対応としては、市民の皆さんの安心・安全のため、P F O S等を含まない泡消火薬剤に令和6年度から8年度の3か年を目途に交換することとしています。6年度は静岡庁舎新館、中央福祉センター、清水社会福祉会館の3施設で交換する予定です。

○保健福祉長寿局長（山本哲生） P F A S問題と健康調査について、九州大学に係る2点の御質問にお答えします。

まず、九州大学の健康調査へ参加する目的、がんの種類別データの提供についてですが、九州大学の健康調査はL I F E S t u d yといい、厚生労働省や文部科学省などの研究助成を受け、九州大学が実施している大規模な研究プロジェクトです。これは、自治体が保有している住民の保健、医療、介護等の膨大なデータを分析し、病気の原因や生活習慣の影響など、健康政策のエビデンスを明らかにするもので、公益性の高い研究事業であると考えています。

この研究に参加する目的は、学術研究への貢献はもちろんのこと、静岡市民の病気の傾向や原因となる生活習慣などを明らかにし、保健事業や介護予防事業等の政策の立案や効果検証などに生かすことです。

また、九州大学に確認したところ、がん全体の罹患率データだけでなく、がんの種類別の罹患率データについても提供可能とのことでした。

次に、九州大学に提供している個人情報の内容、人数及び個人情報保護の整理についてですが、提供した個人情報の人数は2018年1月1日から2023年10月1日までに本市に住民票を有するまたは有していた約74万5,000人です。

個人情報の内容は、住民基本台帳データの一部、市が保有している医療や介護のレセプト、健診結果、地区情報、所得区分等です。この個人情報の提供は、個人情報保護法第69条第2項第4号に規定されている学術研究の目的のための保有個人情報の目的外提供に当たるものです。個人情報保護を徹底できるように本市と九州大学の間でデータ提供に関する契約を結んでいます。

実際の受渡しの際には、九州大学職員が本市執務室内にて市職員立会いの下、個人の特定が不可能な状態にデータを加工し、インターネット等の外部ネットワークを介さず持ち帰っております。

○経済局長（稲葉 光） 竜南地区での企業用地の開発検討において不安の声はあるか、また、具体的にどのような声を聞いているかについてですが、本市では、令和5年度に今後の土地利用に関する意向について地権者へのアンケート調査や意見交換会を行いました。アンケート調査では、企業用地としての利用に賛同する地権者が多くを占めましたが、開発に不安がある地権者や営農を継続したいとする地権者も一定程度いることが確認できました。

その後の意見交換会での具体的な声として、企業用地としての利用に賛同する割合が多いが、農地利用の継続を希望する地権者も一定数いるため、営農者への配慮が必要ではないか。当該地区は、浸水が想定されるエリアだが、今後、農地が開発されることで、周辺に浸水被害が発生するのではないかと。農地の隣に工場が建つと、日照が遮られ、作物に影響が出るのではないかなど、一部の地権者から伺っております。

○総合政策局長（岡山卓史） 新法人が市街化調整区域の農地を産業用地へ転換する際の法的手続への対応についてですが、新法人は本市が100%出資する一般財団法人であります。市街化調整区域の農地

を産業用地へ転換する場合には、農地法に基づく農地転用や都市計画法に基づく開発行為における許可申請等が必要です。

なお、新法人の役割は、地権者の意向に基づき、農地の賃貸借及び売買における調整を行うことにあり、市街化調整区域の農地を産業用地へ転換する場合には、民間開発事業者等が農地転用や開発行為における許可申請等を行うこととなります。

〔松谷 清議員登壇〕

○議員（松谷 清） 線状降水帯のピークは過ぎたということと、足久保川の水位が下がったということで、被害が広がらないようにお願いしたいと思います。私は城北学区なので朝も見回ってきたんですけども、やはり麻機地域も水害の常襲地帯なので、今後、市とも協力しながら臨んでいきたいと思えます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

市長から答弁いただいて、リニアの問題について、1回市長から講義を聞かなきゃいけないと思うんですけども、ただ、意見の違いは、大井川の水の構成が雨と地下水と被圧地下水、破碎帯の多くの地下タンクから来ているかどうかの分析の問題と、それからもう1つは、JR東海はまだ西俣直下の断層の調査結果を公表しろと言われても公表していないという問題がありまして、山梨県境の調査がこれから始まっていく中で、静岡のデータもかなり変わるということだけ指摘して、また今後にしたいと思えます。

それからもう1点は、代償論なんですけどね、できる限りというのが、もうできないから代償という、そういう飛躍があるような感じがいたしまして、精緻な予測を求める事前調査という、そこが少し後退するんじゃないかという不安を感じるものですから。なおかつ、環境が保たれない場合には、路線変更を求める市民の皆さんも相当数いますので、ここは慎重に臨む必要があると思えます。

それでは続けて、2点の質問を行います。

これらを踏まえれば、4月12日の県の生物多様性部会専門部会で35の沢の調査方法の改定や鈴木知事の選挙公約の1つ、複数年の季節変動の調査の必要性は妥当であり、こうした事前調査は工事許可前に行われる必要があるものと私は認識しています。

そこで、市は順応的管理を行うに当たり、どのような事前調査が必要であると認識しているのか、季節変動を踏まえた複数年の調査をどう受け止めるのか、伺います。

6月18日の市協議会において事務局側の市長と委員が対立しているように見受けられる場面があり、不安を感じます。また、360万立米の土砂問題について、盛土構造、排水、緑化、深層崩壊の観点で議論されている中、深層崩壊も大、中、小の崩壊があり、河川環境の変化と動植物の生態系への影響、登山家や釣り人にとっての景観、人格権としての環境など、環境影響評価制度の趣旨に沿う検証が必要であると考えています。

そこで、環境影響評価制度の趣旨に沿ったツバクロ盛土に関する議論、検証について、どのように認識しているのか、伺いたいと思います。

次に、PFASの問題です。

答弁をいただきまして、消防局もきちんとこれからやるということと、市有施設におけるPFAS、PFOS含有消火設備の自主的更新計画を評価したいと思います。消防局においても、今後、民間の状況を把握して、更新を促していく対応をしていただくことを要望しておきたいと思います。

さて、PFASの健康影響について、6月25日の食品安全委員会で、低出生体重児について、関連は否定できないものの、情報が不十分などと指摘し、検討結果を公表しました。妊婦がPFASを暴露した場合の低出生体重児という形での影響については、既に京都大学の小泉昭夫名誉教授らによる大阪府摂津市でのダイキンの調査、それから沖縄での泡消火器の使用による米軍基地周辺の調査で確認されているわけでありまして。頼藤貴志岡山大学教授による吉備中央町——今、問題になっております、における調査もあります。

実は、発がん性とは違い、静岡市の低出生体重児の状況については、葵区、駿河区、清水区の10年間の統計上の数値が保健所と子ども家庭課によって情報共有され、公表されております。格納資料の中にあります。

清水区が静岡市平均より高い数値となっているわけでありまして。その意味で、静岡市の低出生体重児の状況とPFASとの関係について、どのように評価しているのか。また、食品安全委員会の25日の公表をもってしても、今後、どう研究し、調査資料を集めていくかということも大きい課題だと思っておりますが、その辺はどうなのか、お伺いしたいと思います。

次に、三者連絡会についてお伺いします。

三井・ケマーズと地元との間で三者連絡会が設置されています。1970年代において、国が公害対策に動かない状況の中で、自治体が発生源企業と公害防止協定を結び、先進的な施策が生まれてきました。この連絡会においては、適切な対応を含む3点の目的が示されております。三者連絡会の性格及び市は企業に対してどのような要望をし、企業はどのような対応をしているのか、伺いたいと思います。

次に、竜南地域の問題であります。

この問題は、まさに今の水害と関わっているわけでありまして。地権者の考え方は様々ですが、営農環境に対しての不安の声や企業用地としての活用に反対の声も強くあります。一方で、既存の農地は大雨時、貯水機能を発揮しており、竜南地域の住宅街の水害を軽減させています。

そこで、2点伺います。

この竜南地域での企業用地の開発検討における不安の声にどのように対応していくのか。また、この竜南地域での企業用地の開発検討に当たり、仮称土地等利活用推進公社の関わりが今後出てくるのか伺って、2回目の質問を終わります。

○環境局長（田嶋 太） リニア中央新幹線建設事業についての2点の質問にお答えします。

まず、順応的管理を行うために必要な事前調査と複数年の調査の必要性についてですが、順応的管理を行うためには、まず事前の調査によって、事前に保全措置が必要な生物種について、どの領域にどの程度の量、数が存在するかを把握しておきます。さらに、シミュレーション等により、事前に保全措置が必要な種について、どこでどの程度の影響が生じる可能性があるかという影響予測想定をしておくことが必要です。

具体的には、シミュレーション結果を基に水分量の変化が生じる場所と程度を推定します。水分量の変化により、影響が生じる可能性がある予測される沢や湧水点の周辺において、植生や水生生物の生息環境調査を実施します。生息環境調査は、現地踏査だけでなく、踏査が難しい沢の上流部の調査や広範囲の調査にはドローンによる調査を行います。

また、調査結果に基づき、影響予測や保全措置計画、モニタリング計画を策定します。工事施工開始後は、モニタリングすることで事前の影響予測とモニタリング結果を比較し、必要があれば保全措置を見直していきます。

なお、これら生息環境調査は、複数年かけて実施するほうがより精緻な影響の予測、分析、評価ができると思います。着工から工事が本格化するまでには時間がかかることから、施工開始前の調査に加え、着工直後の調査も含め、調査期間等を決めておくことが必要であると考えます。

次に、環境影響評価制度の趣旨に沿ったツバクロ盛土に関する議論、検証についてですが、環境影響評価は、環境影響評価法第3条に規定されるように、事業の実施による環境への影響の負荷をできる限り回避するなどのために行われるべきものです。このため、本市では、ツバクロ盛土の場合、ツバクロ盛土の事業実施により環境への負荷がどう変化するか、すなわち盛土なしに比べて盛土ありのときに環境への負荷がどの程度増大するかの評価を行っています。

令和6年6月18日の静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会において、ツバクロ発生土置場の盛土が環境に及ぼす影響を盛土の存在による動植物の生息環境や河川の水質への影響、降雨や地震などの外力に対する盛土自体の安定性、周辺で大規模深層崩壊が発生し、天然ダムが形成された場合の河川流量や下流部への影響の3つに整理しています。特に、盛土の存在による動植物の生息環境や河川の水質への影響に関しては、JR東海からは盛土造成地域の表土や造成地域周辺に生息する在来植物の種子から育苗した苗木による緑化計画や、水質管理の基準を設定し、管理していくなどの措置が示されました。

また、景観に配慮し、のり尻構造物の前面には巨石張りを実施することも示されました。

なお、景観への影響については、ツバクロ盛土付近は相当部分が植林された人工林であり、もともと伐採を前提としたものであることも理解しておくことが必要です。

これらの点について、市としては全体として問題ないと評価しており、委員にも最終確認いただきました。地震力に対する盛土の安定性に関しては、令和5年12月4日の市協議会において、追加解析の必要性について委員から意見があり、約6か月間、委員の助言の下、JR東海が追加解析を行いました。これを踏まえた令和6年6月18日の市協議会において、全体としては問題ないという市の評価案に対して、委員から、まだ詳細な解析が必要で、最終確認の段階ではないといった意見が出ました。

また、大規模深層崩壊時の崩落量と災害危険度の関係を示した資料については、令和5年12月4日に本市の考え方を提示し、委員から半年後の令和6年6月18日の協議会当日に修正意見が出ました。

これらの意見を踏まえ、地震力に対する盛土の安定性に関する追加解析と結果に対応した必要な措置が明確になった段階及び委員との個別協議を踏まえた資料の修正ができた段階で、市協議会において最終確認を行いたいと考えています。

今後も、環境影響評価制度の趣旨に沿った影響評価が適切に行われるよう、市協議会におけるツバクロ盛土に関する議論を着実に進めていきます。

○**子ども未来局長（橋本隆夫）** 静岡市の低出生体重児の状況とPFASとの関係についての評価と情報収集についてですが、2,500グラム未満で生まれる低出生体重児の割合は、総務省統計局の令和3年人口動態統計によれば、全国で9.37%、静岡県では9.88%、本市では9.57%という状況です。低出生体重児が生まれる要因は、妊娠高血圧症などの母体側の要因、胎児の病気などの子供側の要因、加えて、妊娠前の成人女性のBMIが低いこと、妊娠中の継続的な喫煙、出産年齢の高齢化など様々あり、これらは既に低出生体重児への支援として国が示しているところですが、PFASについて示したものはありません。本市としても、現時点で市内の低出生体重児の状況とPFASとの関係を判断し得る知見は持ち合わせていません。引き続き、国等の動向を注視していきます。

○**環境局長（田嶋 太）** 三者連絡会における当該企業に対する市の要望と、それを受けた企業側の対応についてですが、三者連絡会はPFASの対応等について綿密な連携を図り、適切な対応を実現するため、当該企業、地元自治会、市で組織しています。その中で、地元自治会と市からは、当該企業に対して正確な情報の共有と適切な対応を要望しています。

正確な情報の共有に関しては、当該工場周辺のPFAS濃度低減対策の情報が一定程度共有されていますが、これまでのPFASの使用状況や当該工場敷地内のPFAS濃度等については、現時点で十分な説明を受けていません。引き続き、効果的かつ効率的な対策を検討するため、当該企業に対し、情報を共有するよう要請していきます。

適切な対応に関しては、当該工場周辺における実効性のあるPFAS濃度低減対策について要望しています。現時点で報告を受けている対策としては、昨日、小山議員の御質問にお答えしたとおり、三保雨水ポンプ場排水の浄化、三保雨水ポンプ場に接続する雨水排水管への地下水流入抑制、工場敷地内の濃度低減対策の3つです。

○**経済局長（稲葉 光）** 初めに、竜南地域での企業用地の開発検討における不安の声にどのように対応していくのかについてですが、同地域内の開発検討地区では、全体を企業用地として活用するのではなく、地権者の意向に沿って農地を集約するエリアや企業用地として活用するエリアなどに分けし、農業とその他産業系の土地利用の共存を図っていきます。これに向け、令和6年度に地権者への個別訪問を行い、営農を継続するために現在の土地からの移転や交換が望ましいと考えられる場合には、代替地の提案を行っていく予定です。

また、浸水対策では、開発により失われる保水機能を確保し、浸水の危険性を抑えるため、調整池の設置が企業に義務づけられています。このほかの浸水対策についても関係部局と協議を進めていきます。

日照の問題など農作物への影響に対する不安については、エリア分けの際に配置を検討するとともに、進出希望企業や民間開発事業者へは影響の回避、低減を要請します。

次に、竜南地域での企業用地の開発検討に当たり、一般財団法人仮称静岡市土地等利活用推進公社の関わりはあるのかについてですが、令和6年度に本市が実施する地権者意向調査の結果により、農地と企業用地との区分けのめどが立ったエリアについては、公社が主体的に土地の取りまとめに向け、地権者への説明や交渉に関わります。

このように、市と公社が役割を分担するとともに、企業等、関係者と連携して土地の有効活用を進めてまいります。

〔松谷 清議員登壇〕

○議員（松谷 清） それでは、3回目の質問をいたします。

いずれにしても、難波市長の科学的、工学的観点からの南アルプス保全に向けた環境影響評価の進め方に大きな期待をする立場であります。

そこで、2点お伺いします。

今後、南アルプスの生態系保全に向けては、県と市の連携は必要不可欠です。引き続き対話を要する事項47項目の進捗状況について、県との認識の違いがあるようですが、どのように認識されているのか、伺います。

2つ目に、JR東海は、静岡工区は4月に工事が始まったとしても10年、山梨県で5年、長野県で6年かかり、神奈川県車両基地建設も11年かかることから、2027年の開業を断念しました。にもかかわらず、岸田首相は骨太の方針で大阪延伸を含め2037年の開通を掲げているところであります。

そこで、JR東海が品川一名古屋間の2027年開業を断念し、開業時期を2027年以降と変更したことについて、どのような認識か、伺います。

次に、PFASの問題であります。

三者連絡会については、私、静岡市は非常に先導的な役割を果たしていると思うんです、全国的に見ても。その意味で、三者連絡会において、地域からの血中濃度検査の要望があるのかという問題。また、企業は血中濃度検査を実施する責任が当然、あるわけでありますので、企業による検査の実施を促進するために、その費用の一部でも市が負担するという考えで、企業の考え方を変えていくというか、そういうことは考えていないのか、お伺いします。

それから、低出生体重児の問題ですけれども、清水区はやっぱり高いんですね。さっき9.57%と言ったんですけども、10.1%になっているんです。ですから、やはりこれはきちんと市が持つ様々な情報を含めて研究を続けていってほしいと思います。

最後に竜南地域の問題ですけれども、まだ時間がかかる、今年度、調査してから動き出すということのようであります。要望をしておきたいと思います。

9.6ヘクタールの地区全体を企業用地として活用するのではなく、地権者の意向に沿って農地を集約するエリアや企業用地として活用するエリアに区分けして、農業とその他産業系の土地利用の共存を図っていくとのことですが、竜南地域のこの田園風景は地域の方々にとっても癒しの景観となっております。まちづくりの観点をもって検討する必要があります。さらに、浸水対策についても、調整池のレベルではなく、公的関与がなければ解決は極めて困難であります。地域住民等への丁寧な対応、農業用地としての活用を積極的に推進されることを要望して質問を終わります。

○市長(難波喬司) 私からは、大項目1、リニア中央新幹線の建設事業についてのうち、JR東海が品川―名古屋間の開業時期を2027年以降と変更したことへの認識についてお答えいたします。

まず、本事業は国の事業認可等の手続を経て行われている民間事業です。また、静岡市にはリニア停車駅の設置は予定されていないため、リニア開業時期の変更によって当面の静岡市のまちづくりに影響はないものと考えています。このため、開業時期について、市長として認識を申し上げることは差し控えたいと思います。

一方、沿線自治体、とりわけ駅周辺地域の皆様のお気持ちを考えると、できる限り早く開業できることが望ましいと思います。

なお、静岡県内においてリニア中央新幹線が通過するところは、全て本市の行政区域となります。静岡市は静岡工区における環境影響評価の直接の当事者として、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるよう努めてまいります。

その他の質問については、局長より答弁いたします。

○環境局長(田嶋 太) まず、引き続き対話を要する事項47項目の進捗状況における県との認識の違いについてですが、令和6年5月22日開催の静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会において、引き続き対話を要する事項47項目の検討状況についての市の認識を示しました。県においては、既に47項目について進捗状況を評価し、残された課題を明確にしました。そして、残された課題に新たに生じた課題を加え、今後の対話事項として整理したと伺っています。

今回、市の認識を示したのは、協議終了とした項目が県より市が多いことを強調したいのではなく、市とJR東海の協議が相当程度進んだ現段階において、どのような課題がまだ残されているのか、また、

県が協議が残っているとしている事項について、市はどう認識しているのかを確認しておくことが、今後の市協議会における議論を円滑に進める上で必要だと考えたからです。

今回の47項目への評価により、今後、市協議会において何をどのような方法で議論しなければならないのかが分かりましたので、今後の市協議会における議論に生かしていきます。

また、県ともお互いの進む方向性を確認しつつ、適切な環境影響評価が行われるよう努めていきます。

次に、PFAS問題について、三者連絡会における血中濃度検査の要望と検査費用の市の負担に関する考えについてですが、三者連絡会では、これまでのところ、地元自治会から地域住民の血中濃度検査の実施についての要望を受けておりません。血中濃度検査を仮に実施する場合は、原因者である当該企業の負担で行うべきです。市が費用の一部を負担することは考えておりません。